

Title	ベンジャミン・ R・ バーバー著 『強靱な民主制 : 新しい世代のための参加政治学』
Sub Title	Benjamin R. Barber, "Strong democracy : participatory politics for a new age"
Author	丸山, 正次(Maruyama, Masatsugu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.12 (1985. 12) ,p.112- 119
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19851228-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

藤田、寺崎両君の準備と編集に当たっての細心の仕事ぶりは、その誤植の少なさによっても証明される。立派なものであると言いたい。

最後に、法学研究編集委員の一人としてつけ加えると、手塚博士は、その御在職中、殆んど毎年、法学研究に論稿を寄せられたと記憶する。自分の属する学部機関誌に、絶えず論稿を寄せる者が居なくなつたならば、その学部の学問の前途は危ういと私も考えている。

これら二著に再録された二七編の論文・資料の実に入割が、「法学研究」に発表されたという事実の重みをかみしめつつ、筆を擱く。

(A5判・上三三八頁・中三四〇頁・各五〇〇円・慶應通信刊)

宮澤 浩一

Benjamin R. Barber

Strong Democracy:

Participatory Politics for a New Age

(Berkeley, Los Angeles, London: University of California Press, 1984), 320 pp.

ベンジャミン・R・バーバー 著

『強靱な民主制』

——新しい世代のための参加政治学——』

「参加民主主義 participatory democracy」の言葉が誕生してから、既に十数年が経過した。この間、参加民主主義は、例えば、C・B・マクファーンによる自由民主主義批判やP・バクラック等による多元主義的権力説批判など、イデオロギー批判や現状分析においてはかなりの成果を挙げてきた。しかし、参加民主主義が本来めざした現体制に対する「代替理論」となると、それは非常に弱体で、また論考としても少ないのが現状である。バーバーの著作は、こうした状況の中で敢えて「代替理論」を提示しようとした注目すべき作品である。バーバーは、現在の西側先進諸国の民主主義体制を「脆弱な民主制 thin democracy」

と規定し、これに代わって「強靱な民主制 strong democracy」を提唱する。この民主制では、市民の参加による自治が制度化され、政治的問題の解決が可能な限り市民自身によって図られるように考案されている。また、そこでは、市民相互の「対話」が政治過程の中心を占め、決定よりも合意が重視されるのである。こうした政治は、古代の都市国家ないしきわめて小規模な社会でしか実現できないと、一般には考えられている。ところが、パーバーは、むしろ現代の大規模社会の中にこそ、その可能性が見出せるとしている。この点において、彼の著作は、参加民主主義の実現可能性への探究に努めているのである。

以下では彼の著作を要約し、紹介することにした。

本書は全十章から成り、一章から五章までの前半部(第一部)が「脆弱な民主制」の批判に充てられ、六章から十章までの後半部(第二部)が「強靱な民主制」の擁護論に充てられている。最初に第一部を簡単に紹介しよう。

まず第一章「脆弱な民主制——動物飼育としての政治——」では、「脆弱な民主制」を支える政治像の社会・解体的傾向が明らかにされる。パーバーは、それを自由・民主主義 liberal democracy ないし自由主義 liberalism の思想に求める。彼は、ホブズ、ロック、ルソーはもとより、マキャベリ、ミルトン、トクヴィル、さらには、K・ポパー、M・オークショット、J・ローレンズ等、古今にわたるきわめて多様な思想家を一括し、こ

れらに共通した政治像を抽出する。それは、傍題にある「動物飼育の政治像」である。この像の下では、「人間という名の動物は、同じ種である他の成員とは近接して暮らすことは基本的にできない」(p.21)と考えられ、人間関係を規制する社会制度は、人々を結集する方向よりはむしろ、人々の分離をめざして構想されるようになるというのである。

続いて第二章「前理論的な概念枠組——ニュートン政治学——」では、自由・民主主義思想に内在する理論構成上の基本仮説(理論内在的準拠枠組 inertial frame of reference と呼ばれる)に批判的検討が加えられる。ここで抽出されるのは、自由・民主主義の「物質主義 materialism」的世界像である。パーバーによれば、この像は、ホブズの機械的人間観やI・バーリンの消極的自由観(強制力の不在としての自由)等に典型的に認められ、「人間はその存在及びその行為のすべてにおいて物質的な存在であり、その社会的・政治的な時間及び空間も、文字通り物質的ないし物理的な時空である」(p.38)と仮定する世界像であるという。

この世界像に対して、パーバーは二つの問題点を指摘する。第一点は、この像では人間が持つ非物質的な特性——人間の相互依存性や友情等——を適切に説明できない点である。そして第二点は、この世界像の中では「発生論的説明 genetic reasoning」や演繹推論 deductive model とは異なる、理論の構想が許容されない点である。これら二つの問題指摘は、同時に彼の代替理

論のパラダイムともなるが、本章ではいまだ示唆にとどめられている。

第三章「認識論的な概念枠組——デカルト政治学——」では、前章にひき続いて自由・民主主義思想の認識論が批判の対象になっている。ここではそれが「確実な知」を前提とするデカルト主義であると規定され、「可知的で何ものにも左右されない土台があり、政治生活についての諸々の概念、諸価値、諸基準、目的は、その土台から演繹だけで導き出せる」(p.46)とする認識論として説明される。

これに対してバーバーは、政治的世界の特殊性から、こうした認識方法はそもそも政治的事柄には適用できないと批判する。彼によれば、政治とは「絶対的な知が得られない所でこそ発生するもの」(p.48)であり、とりわけ民主的な政治は「絶対的な事柄に賛同できない人々による相互作用の形態」(同頁)である。したがって、民主制をとる限り何ものにも左右されない土台を想定することは不可能であって、民主制自体が相対的な確信や実践から生まれる合意を作り出さなければならぬと説く。つまり、「政治における真理とは、発見される類のものではなく、経験の過程で創出されるものなのである」(同頁)。

次に、第四章「心理学的な概念枠組——非政治的人間——」では、自由・民主主義における人間観が「非政治的人間」観に立っていると規定され、第一章と同様、その社会解体的傾向が指摘される。

そして、第一部最後の第五章「二〇世紀における脆弱な民主制——その潜在的病理——」では、自由・民主主義思想がもたらした政治的現実が批判の対象になっている。ここでは、二〇世紀の政治的病理現象(多数者の専制、画一化された大衆社会の出現、全体主義の登場)が、自由・民主主義における民主主義の弱さに帰因するものとして述べられている。バーバーによれば、この弱さの原因は、「民主主義の過剰」にあるのではなく、むしろ「民主主義の過少」にあるという。そこで、この病理への対応策は、大衆の政治参加を否定する方向ではなく、逆にそれを拡大する方向に求められることになる。もっとも、バーバーも、この参加の拡大が現在以上の病理を蔓延させてしまう可能性を否定してはいない。ただ参加の拡大にも、有害な形態(以下では「一枚岩的民主制 unitary democracy」と呼ばれる)と健全な形態(強靱な民主制)とがあり、両者を区別しなければならぬという。そこで、「教条主義化しない積極主義、恣意と化さない相対主義を提示し、……個人を抑圧しないコミュニケーション、……一枚岩化することなくしかも強靱な民主主義を提示できるか」(p.116)が、最終的にはバーバーの課題となる。この課題に答えるのが第二部である。

さて、第二部からはバーバー独自の理論構築が進められるので、やや詳しく紹介していきたい。

まず最初の第六章「強靱な民主制——生存様式としての政治——」では、「強靱な民主制」の理念に対して形式が与えられ

ていく。

一般に政治学理論は、「政治とは何か」という問いに対する固有のテーゼをその理論の出発点に持っているが、「強靱な民主制」を求めるバーバーの参加政治学も、政治を構成する条件から考察を開始している。「政治的領域とは、紛争が存在しながらも、紛争解決を促す自分なりの判断の根拠や絶対的な判断の根拠が存在しない場合になされる公衆の行為——合理的な公衆による選択——を必要とせざるをえないような条件で構成された領域と考えられる」(p.128、傍点は原著者)。

ここには、彼が考える政治の条件がすべて盛り込まれている。すなわち、「行為」、「公共性」、「必要性」、「選択」、「合理性」ただし、この合理性も合理主義を想起させる rationality ではなく、実践的行為の中で働く理性をさして reasonableness が使われている。紛争」、「絶対的な判断根拠の不在」である。これらの条件の中で、彼が特に重要視するのは、「絶対的な判断根拠の不在」である。既に第一部の自由・民主主義の認識論批判にあったように、「確実な知」が存在するならば、政治、とりわけ、民主主義的な政治は存在理由を欠いてしまう。そもそも紛争が生じるのは、「確実な知」が存在しない証拠でもある。そこで、「政治とはそれ自体真理が知られていない——今の所は知られていない——領域とのみ関わる。……合意が停止した所で政治は始まるのである」(p.129)。この政治観こそ、バーバーの政治学の出発点であった。

ここから彼は、この条件に適合する政治体制を次のように規定する。「これらの条件に適合するのは、……参加様式の政治であると形式的には定義付けられよう。ここでは、絶対的な判断根拠がないが故に、できうる限り絶えることのない自治を伴う参加によって紛争は解決され、従属的な私的個人を自由な市民へと形成していき、部分的で私的な利害を公共の善へと高めていけるような政治社会の創造によって紛争は解決されるのである」(p.130)。この政治体制が、バーバーのいう「強靱な民主制」である。しかし、この規定は、いまだ単なる形式的言明の域を越えていない。この形式に内容を与える作業は次章から展開されていく。

第七章「概念枠組——参加様式の政治——」では、「強靱な民主制」が、民主制の理念型比較によって浮き彫りにされる。ここでは、「強靱な民主制」の他に次の四理念型が設定されている。すなわち、「権威主義的民主制 authoritative democracy」、「依法的民主制 juridical democracy」、「多元主義的民主制 pluralist democracy」、「一枚岩的民主制」である。バーバーによれば、これらの民主体制は、それぞれ異なった政治様式、政治的価値観、制度上の力点、市民の政治的態度、政府の市民に対する姿勢、紛争解決の方式を持つという。しかし、これらを「強靱な民主制」と対比させると、次のような問題点を共通に持っているという。すなわち、前三者は代表制の原理によって諸個人から自らの信念、価値、行為に対する究極的な責任能力

を奪い去り、民主的な政治過程の内部で本来規定されるべき価値があたかも争う余地のない絶対的な価値であるかのようにふるまう点で共通している。また、「一枚元的民主制」は参加による政治を志向するものの、諸個人を象徴化された集団（人種、アリア民族、一般意志等）と一体化させる。そのため、「具体的状況の中で行動する個々の市民の現実の意志（ないし選択）に制約されることなく、集団性の象徴が実質的な規範のある種の暗号と化してしまう」(p.150)という。つまり、これら四体制は、どれも国民から自律的な政治的判断能力を奪い、さらに價の価値を提示して国民を騙す点で共通性を持つというのである。

こうした問題点を踏まえて、バーバーは前章の政治の条件、特に、紛争の場における絶対的判断根拠の不在を再度取り上げる。この条件を政治の条件とし、しかも政治外の抽象原理を拒否するならば、紛争解決の道は当事者による自主的解決以外に道はない。バーバーによれば「強靱な民主制」は「紛争を修正transformする。それは意見の相違を相互交流の場へと変え、私利私害を公的な思索のための認識上の道具へと変える」(p.151)という。つまり、そこでは、紛争当事者自身による自覚的な価値創造によって、ある種の政治的な判断根拠が作り出されていくと考えられているのである。こうして、「強靱な民主制」こそ、紛争当事者による自主的解決に最もふさわしいものになるわけである。

ところで、この「強靱な民主制」も、紛争解決の主体が私的

利害の追求にとどまっているならば、「一枚元的民主制」に容易に墮落してしまうであろう。そこでバーバーは、この墮落への歯止めを考察する。「強靱な民主制は人民、ないし大衆による支配ではない。なぜなら、人民は市民ではないし、大衆も名目上の自由人でしかないから。……参加理念には本質的に規範的次元が含まれている、即ち、市民精神 citizenship によって規定された次元が含まれている」(p.152)。各人は市民になることによって私利私害に囚われた人間から解放される。それが「強靱な民主制」の前提条件といえるのである。では人はいかにして市民になるのか。この問題は次章に引き継がれる。

第八章「市民精神と参加——認識論としての政治——」では、「強靱な民主制」における市民の参加過程が扱われている。前章でみた市民精神の獲得過程について詳細な分析が加えられるのである。

その際、バーバーが特に注目するのは、政治的認識の特殊性とこの特殊性に裏付けられた市民精神形成の条件であった。

まず政治的認識であるが、これは既に三章でみた通り「デカルト主義」に代わる認識論が求められる。「形而上学が政治的判断の基礎となるべきでないのなら、……政治的判断はそれ自体が原理を作り出すものにならねばならない。……つまり、政治自体を認識そのものにとらえ、政治に対して認識を上置き古典的自由主義を転覆し」(p.153) なければならぬ。バーバーにおいては、政治的判断は自律的でしかも抽象的な根拠を排

除しなければならぬと考えられる。それは実践からくる共同の認識そのものの中から合意の形で得る以外にはない。そこでは、「真の解とか誤った解、正しい立場とか間違った立場などは存在しない。共同体による受容を求めている競争という、ただ一つの選択肢しかありえない」(p.108)のである。真理の実用性やその暫定的な性格を承認するこうした認識論は、プラグマティズムのそれとも言えるであろうが、バーバーが政治的認識の特殊性として重視するのは、この政治的認識及び判断の実験的な性格であった。

では、このような政治的認識及び判断を市民は一体何から得るのであろうか。我々はここでバーバーの参加政治学における核心に触れることになる。「強靱な民主制における最初でかつ最も重要な局面とは、政治的対話 political talk である。政治的判断を錬磨する手段はこの対話なのである」(p.173)。バーバーは、市民相互の対話(政治的対話とも民主的対話 democratic talk ともいわれる)が、参加過程の基礎であるという。なぜならば、「コミュニケーションとしての対話は、表明だけでなく受容をも明らかに含んでおり、……主張だけでなく共感も含んでいる」(p.174)からである。相手の理解を通して自らの認識を高めていく弁証法的性格、これを対話が持っているというのである。また、対話は「認知の様式だけでなく、情動の様式をも兼ね備えている」(p.176)。そのため、この情動的要素から人々相互の敵対性が弱められて、社会連帯の絆が強化されることにな

るといふ。さらに、対話は「その積極主義の故に、純粋な省察の世界から行為の世界へと抜け出ていく」(p.176)。対話は単なる世界の解釈ではなく、マルクスのフォイエルバッハテーゼにあったように、我々を世界の形成へと誘い、政治行動への糸口を我々に与えるというのである。バーバーは、上記以外にも対話の持つ様々な意義を列挙するが、その要点は、対話が私的世界に閉じこもる個人を解放し、共同世界に個人を引き出して、市民が形成されていく点に置かれている。

続いて第九章「市民精神とコミュニケーション——社会的生存としての政治——」では、先に述べた五つの民主主体制における市民精神の比較、市民精神形成の促進条件、そして、市民精神の阻害要因とその阻害要因除去の可能性、の都合三点が論じられている。これらの議論は、いずれも前章の市民形成の条件、即ち市民相互の対話を敷衍したものであり、前章の補論として位置づけられている。

こうして、最後の章「現代における実現化——現代世界における強靱な民主制の制度化——」に至る。前章までで展開された「強靱な民主制」も単なるユートピアでしかなければ、例えば自由民主主義にどれほどの欠陥があるとしても、その代替案にはなりえない。そこでバーバーは、最終章において「強靱な民主制」実現のための具体的な制度改革をいくつか提案するのである。

これらの提案の中では、まず、参加民主主義の「人間の顔を

持った「バーバリズム」に対して加えられる非難、即ち、その非合理性、不寛容、同調傾向の強さ等に対する防止策が目につく。例えば、市民の慎重な討論と冷静な政治的判断を求めるために、時間的に冷却期を設けた「二段階国民投票制」が提案されたり、あるいは、二者択一的な思考や選択の狭隘さを避けるために、

市民の選好強度を考慮に入れた「多肢選択式世論調査法」などが具体案として挙げられている。また、市民の参加機会を拡充する提案も多くみられる。一〇〇〇人から五〇〇〇人程度で構成される「近隣集会」の設置、ビデオテクスを用いた市民情報サービスの提供、抽選制やローテーション原則を採り入れた地方議員、地方公務員の選出、開かれた近隣関係の形成を促進し市民の出会いを保证するパブリックスペースの設計などが提唱されるのである。さらに、参加様式の政治にとって重大な障害となる規模の問題に関しては、双方向システムを使った「街頭テレビ討論」、全国的規模で行われる「電子投票制」、可能な限りの分権化などの提案がなされる。さらにまた、市民のコミュニティ帰属意識を高める方法としては、共同の合意形成、共同の政治行動を学習する機会を与えるため、非軍事的な「市民サービス隊」への市民の加入義務も提唱されている。

この他にも数多くの提案があるが、いずれにせよ、これらはいずれも、バーバーによれば、「国及び地方レベルの権力の中の、ある選ばれたイシューについて、ある限られた時間内での、ある種の参加を企図したものである」(p.267)。こうした限定的な

参加は現実的であり、実現可能性も高い。しかも「これらの提案は、強靱な民主制を例示したのではない。これこそ正に強靱な民主制そのものである」(p.308) という。かくして、彼の理論に実践へ向けての生命が与えられたのである。

以上がバーバーの著作の要旨である。本書については、*American Political Science Review*, Vol. 79 (1985) No. 1 や *Canadian Journal of Political Science*, Vol. 18 (1985) No. 1 に書評が載っている。これらの書評では、「強靱な民主制の批評に際して、私はバーバーを支持している。いや恐らくこう言うべきか。(この本を読むまでは)支持していた」と(後者、「やがて時が解答を告げるであろう。勝算はバーバーにはないと」(前者)と、いずれも否定的な評価が下されている。確かに、本書には重大な問題がいくつも含まれている。絶対的な価値を否定するニヒリズムの政治認識論とコミュニティを維持するための絶対的な共同体意識の擁護との整合性の問題、紛争解決における人間の相互作用への極端な楽観主義、レトリックにすぎないような「一枚岩的民主制」と「強靱な民主制」との区別等、要約された内容だけでも疑問はいくつも浮かぶであろう。また、そもそもバーバーの反個人主義思想を許容しない者にとっては、彼の論考は学問的衣装をまとった主義主張の表明にすぎないと思われられるかもしれない。

しかし、立場の相違は別として、本書が、現代社会の持つ社

紹介と批評

会的諸条件を参加民主主義理論の中に採り入れ、これを再構築しようとした意欲は評価されねばならない。最近のコミュニティの社会学、あるいは情報社会学が明らかにしているように、現代の社会では、新しい動きとして、諸個人の自発性（ヴォランタリズム）に基づく小集団の形成や、情報ネットワークの中での対人コミュニケーションの可能性が見出されつつあるからである。この現実を人間の欲求論で説明しようと、社会構造で説明しようと、さらには技術発達論で説明しようと、ここでは問題ではない。参加の政治学にとって重要なのは、こうした現実の中から参加の可能性を読みとることである。パーバーはその解説のキーを「対話」に置いた。対話の意義自体は、ソクラテス以来つとによく知られたことであるが、これを現代の政治に活かそうとしたのである。強韌な民主制によって、「人間の自由は洞窟の中の孤独な個人に見出されるのではなくて、人々が日々市民として出会い、お互い同士の会話の中に共通した人間性からくる安らぎを発見する」^{カマフラ}（本書巻末の言葉。対話を通じて個人は見出されるであろう）（本書巻末の言葉。対話を通じて個人は、はたして市民となりうるか、換言すれば、対話が私事化の進行を阻止できるかは、いまだ仮説でしかない。しかし、それが検証に値する仮説であることは疑いえない。この意味で、本書がその標題通り「参加の政治学」たりえるかどうかは、今後の検証いかんによるといえるであろう。

（追記）本稿脱稿（一九八五年六月）後 Political Theory, Vol. 13